

法人内の知的財産の取り扱いについては、すべて知的財産審議委員会で審議して決定しています。知的財産審議委員会での議決は出席委員の過半数で決定し、同数の場合は、委員長が決定します。緊急を要する案件がある場合は、持回り審議を行い、迅速に対応するようにしています。

知的財産審議委員会における審議のポイント

- (1) 大学での職務に関する発明（職務発明）であるかどうか
- (2) 発明に特許性があるかどうか
- (3) 特許を取得することによる利益があるかどうか
- (4) 特許をライセンスする可能性があるかどうか

知的財産審議委員会で審議した結果は、発明者とその所属長に決定通知書を送付して通知します。

この決定に異議がある際は、発明者は、決定通知書送付から2週間以内に異議申立てをすることができます。異議申立ての書式は特に問いませんが、申立ての理由と根拠を記載の上、知財センターまでご提出下さい。

提出後は、提出いただいた文書をもとに、知的財産審議委員会で再審議を行い、委員長決裁後に再度決定通知書を送付し、審議結果を通知します。